

特定非営利活動法人札幌フットサル連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人札幌フットサル連盟(以下、「本法人」という。)と称し、英文では Sapporo Futsal Federation in Non-Profit Organization とし略称で「(特非)SFF」と表記する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、道央圏を中心にフットサルを通じ多世代にわたる地域住民に対し、心身の発育と健康増進・保持の一役を担いながら、フットサルを生涯スポーツとして普及・発展させることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)社会教育の推進を図る活動。

(2)まちづくりの推進を図る活動。

(3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。

(4)子どもの健全育成を図る活動。

(5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動の事業を行う。

(1)フットサルの普及振興と技術力の向上を図り拡充・発展を図る事業。

(2)フットサルの審判員及び指導者の育成、ならびにその資質の向上を図る事業。

(3)選手・指導者・審判等フットサルの普及・発展に貢献したものへの表彰等を行う事業。

(4)前各号に掲げるフットサル事業に付帯する事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 本連盟の目的に賛同して入会した個人または団体。

(2)賛助会員 本連盟の目的に賛同し事業を援助するために入会した個人または団体。

(3)加盟店員 本連盟の目的に賛同し、本連盟の主催・主管事業に参加登録する団体。

(4)参加会員 本連盟の目的に賛同し、本連盟が主催・主管する対象大会に参加する個人。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)入会申し込み後、又は継続時期から1年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く。

(1)理事 3名以上 35名以下

(2)監事 1名以上 3名以下

2 理事のうち、1名を会長とする。また、3名以内を副会長とすることができる。

3 理事のうち、15名以内を業務執行理事とし、そのうちの1名を理事長、3名以内を副理事長、12名以内を常務理事とすることができる。
(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

5 理事及び監事は正会員として入会しなければならない。

(理事及び監事の職務権限)

第15条 会長は、本法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事長は、本法人の業務を総理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

5 常務理事は、本法人の業務を分担総理する。

6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

7 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)本法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び活動予算

(5)事業報告及び活動決算

(6)役員の選任に関する事項

(7)その他運営に関する重要な事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第7項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)役員の解任、職務及び報酬に関する事項
- (4)諸細則の制定、変更及び廃止
- (5)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6)入会金及び会費の額
- (7)事務局の組織及び運営に関する事項
- (8)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長が務める。会長欠席の場合は、副会長がこの業務を務める。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(専門委員会)

第38条 理事会では業務を円滑に処理するために必要な専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会で決定された事項は、理事会の承認を得るものとする。但し、急を要する場合は理事長の承認を得て処理することができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立の時の財産目録に記載された資産

(2)入会金・会費

(3)寄付金等

(4)財産から生じる収益

(5)その他の収益

(資産の区分)

第40条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が保管する。

(会計の原則)

第42条 本法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が編成し、総会の議決を経て決定する。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経て行われるものとする。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができるものとする。

(事業報告と活動決算)

第48条 本法人の活動決算(財産目録・貸借対照表・活動計算書)は理事長が作成し、事業報告書とともに監事の意見を付け、総会の議決を受けるものとする。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経て行われるものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5)社員の資格の喪失に関する事項

(6)役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10)定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続き開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により定めた者へ譲渡するものとする。

(合併)

第54条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示する。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。

2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 杉本 瓦

副会長 佐藤 秋男

同 八木田 清美

理事長 唐牛 拓郎

副理事長 和田 安弘

同 櫻井 雄治

同 柴田 剛

理事 八木田 茂人

同 田島 誠也

同 石水 創

同 福井 浩史

同 那波 昌英

監事 中島 康博

同 駒井 勝

3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。

4 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。

6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(個人) 入会金 2,000円 年会費 5,000円

(2) 正会員(団体) 入会金 2,000円 年会費 1人 2,000円

(3) 賛助会員(個人) 入会金 0円 年会費 1口 500円

(4) 賛助会員(団体) 入会金 0円 年会費 1口 20,000円

(5) 加盟会員(団体) 16歳以上で構成入会金 0円 年会費 1,000円

15歳以下で構成入会金 0円 年会費 500円

女子入会金 0円 年会費 500円

(6) 参加会員(個人) 対象大会入会金 0円 年会費 2,000円

7 令和7年3月31日一部改正